

○水防団員共済制度に関する条例

制 定 昭 36. 6. 23 条 6

最近改正 平 30. 3. 23 条 1

第 1 条 大和川右岸水防事務組合（以下「組合」という。）の水防団員は、相互共済及び福利増進をはかるため、共済会を組織することができる。

第 2 条 共済会は、団員の総意によって組織し運営する。

第 3 条 共済会は、第 1 条の目的を達成するため次の事業を行う。

（1）福利、厚生等に関する給付

第 4 条 会員は、共済会の事業に要する費用に充てるため掛金を負担する。

第 5 条 削除

第 6 条 管理者は、職員を共済会の事務に従事させ、又は組合の施設を共済会の利用に供することができる。

第 7 条 共済会の事業年度は、組合の会計年度による。

第 8 条 管理者は、共済会の業務について意見を述べ、若しくは報告を求めることができる。

第 9 条 この条例で定めるものの外、共済会の組織、給付及び運営等について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、事務組合設立の日にかかのぼって適用する。

附 則（平 30. 3. 23 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。